



月報

12

缶詰

(48.12.10 No.84 VOL.7)

☆目次☆

11月の行事一覧表	1
◇果実部会	2
◇石油緊急対策の通達について	6
◇品質対策委員会	8
◇「石油等エネルギー危機に伴う空缶印刷工程 節約」について	10
◇(第23回)缶詰表示問題連絡協議会	17
果実缶詰の品質表示に関する一般原則(案)	20
◇(第9回)全国缶詰大会	24
第9回全国缶詰大会会長賞受賞者	28
南へ北へ歩け歩けかんづめラリー	29
◇パインアップル缶詰開缶研究会審査結果	31
◇缶詰業界新年賀詞交換会準備打合せ	35
◇(日缶協)規格表示委員会	35
缶詰共同宣伝	36
◇東京10人会	36
関係団体報知	37

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目6番地
江戸ビル 2階

電話 東京03(241)6568・6569番

1 1 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
果 実 部 会	11月 1日	10.00～1 2.0 0時	松下鈴木(株) 東 京 支 社	1 5 名
東 京 1 0 人 会	"	1 3.0 0～1 5.0 0時	"	1 0 名
「南へ北へ歩け歩け 缶詰ラリー」	11月11日	1 2.0 0～	上野 ↔ 銀座松坂屋	
(第9回)全国缶詰大会	11月14日	1 3.3 0～	品川ホテル パシフィック	
蜜柑缶工組との新物みかん 缶詰に関する打合せ	"	1 0.0 0～1 2.0 0時	ルビーホール	全缶協側7名
(第23回) 缶詰表示問題連絡協議会	11月19日	1 3.3 0～1 5.3 0時	日 缶 協	全缶協側5名
缶詰業会新年賀詞交換会 準備打合せ	11月21日	1 3.3 0～1 6.0 0時	"	北田専務
品 質 対 策 委 員 会	11月28日	1 3.3 0～1 5.3 0時	(株)サンヨー堂	8名

1 2 月 の 行 事 予 定

アスパラ開缶研究会	12月 5日	1 4.0 0～	北海製缶(株)	
果 実 部 会	1 2月1 2日	1 3.3 0～1 5.3 0時	日 缶 協	

果 実 部 会

- 日 時 昭和48年11月1日(木) 10.00～12.00時
- 場 所 松下鈴木機東京支社 5階会議室
中央区日本橋室町3-2
- 議 題 1. 新物みかん缶詰に関する件
2. その他

※ 部 会 討 議 の 概 要

本果実部会に蜜柑缶工組から廿日出内販対策委員長、村上専務理事2氏をオブザーバーとして迎え、特に工組側のみかん缶詰PRについての方針を聞いたうえ、野田部会長はじめ各氏から意見が述べられたが引続いて内部で検討を行ない正副会長に報告したあと正式に蜜柑缶工組に全缶協の意向を伝えることになった。

1 新物みかん缶詰の生産状況について

まず野田部会長から次のような見解が述べられた。

「新物みかん缶詰に関して果実部会で正式に取りあげるのは本日が初めてであるが、一部部会員と工組との打合会は既に2回行なっている。

即ちブロークン表示問題等については部会員各位にご報告済みの通りである。

昨年のご承知のような原料状況で生果市場価格が過去の最低を記録し、みかん缶詰生産も1,300万函という史上最高となりそのうち内販は856万函に達し販売面で当初心配されたが、その間工組との打合せを重ねつつ、お蔭様で順調に消化した。ただ昨年市場は全く枯れていたのに比べ本年は順調であるものの市場流通在庫が150万函は当然あるであろう。従って本年はよほど適正な価格形成と需給関係につき十分な配慮が必要であろう。昨年の

ように20円割れと非常に安い原料価格は本年は望めそうもなく、人件費、工賃、副資材等も高くなり昨年と状況が変わってくる。価格の打ち出し方が難かしく、よく検討吟味しなければならないし、生販一体となって努力する必要がある。一言に言って本年は難しい年になりそうである。」

2 みかん缶詰PRについて

蜜柑缶工組廿日出委員長から次のような説明があった。

全缶協5千万円云々ということは徴収方法で非常にやっかいだ。全缶協として5千万円ということはまだ具体的に検討していないわけだが、私の私見としていうと、この前工組との会合で申しあげたが、パッカーと問屋ブランドオーナーと分けて考えているがパッカー、問屋という区別は抜きにして1個のブランドについて例えば30円といったようにコストに含めてもらいたいと申し入れておいた。問屋に対してJAS受検を報告するから別途払い込んでもらいたいということは非常にやっかいでこの方法では徴収はできないと思う。

全缶協の組織外の全問屋も含めたブランドオーナーを対象とすることは非常に難しく私は不可能と思う。その前にまず前提条件として消費拡大のための宣伝を3億円目安に実施することに基本的に賛同いただけるかどうか、それにいまの抛出方法についてのご意見をのちほど内部的にまとめたいと思うが今日は和気会長、中山副会長もおられないのでここでは結論を出すことは出来ない。

今日のご意見を聞き、会長、副会長に報告したうえで結論を蜜柑缶工組にお伝えしたい。」

このあと内部打合せに入り各氏から活発な意見があり、本果実部会の結論として次のようにまとめ和気会長、中山副会長に報告したのち口頭形式により

蜜柑缶工組に要請することになった。

「昨年原料が安く、安いコストで生産出来たが、本年はそうしたことは期待出来ない。本年は320万トンの収穫予想であるが、関西が早ばつのためあまりよくないようだ。ことしは前期早ばつの関係で酸味が少なく甘い。従ってことしの生市場は堅調である。酸味が少ないと貯蔵がきかないという事情もある。果汁は政府補助を受け、昨年の売行きがよかったこともありことしの計画は非常に大きい。原料の底値が上げられわれわれが願うような原料価格にならないのではないかと非常に不安がある。輸出の方はドル切下げ円のフロートで難しくなっている。スペインは昨年150万両、本年は200万両といわれ立地条件が有利で西独に相当強く売り込んでいる。

内販みかん缶詰について本年、また将来を見て消費拡大のための宣伝を実施し適正な価格形成のもとに伸ばしていきたい。このことについて5年前からアドバルンがあがっていたが、ことし組合員から意見が出て、理事会、総会、委員会で宣伝は基本的に賛成ということになった。その規模も3億円と拡大して実施したく私どもだけでは十分でなく是非全缶協のご協力をお願いし生販一体になって消費拡大を図っていきたい。私の方は函30円、700万両と見て2億1千万円となるがあと1億円を全缶協から5千万円位ご協力をお願いし、製缶協会の方にも不足を拠出いただく。あるいは生産者団体にもお願いする考えである。私どもの5年来の懸案であり、組合一致で宣伝を実施したいという気持ちをご認識いただきたい。」

なお、本部会の結論として大要次ぎのような内容がまとめられた。

〔新物みかん缶詰について〕

- ① ブロークンについては15%以下におさえられるよう極力ご努力ありたい。
- ② 苛性ソーダ、塩酸使用に当っては最大のご注意をお願いし絶対に事故なきよう努められたい。

〔 宣伝問題について 〕

- ① パッカーならびに全缶協メンバー、その他の問屋グループ、製缶協会、生産者団体が 3 億円の原資をもとにみかん缶詰の消費拡大のための宣伝を実施することについては原則的に賛成である。
- ② 原資 3 億円の対象はサイズもの 5 / 4 を基準とし函当りの拠出金額をパッカー側において割出したものとする。これは当然 J A S 受検数量と見合ったものとなる。
ただし、この函当りの金額をパッカー、問屋というようにある負担割合を決めることは徴収方法その他で困難な問題があるのでその辺の負担割合は確定せずパッカー側がコストオンして問屋側との仕切りの中に織り込んだものとするので全缶協側は協力して行く。
- ③ 宣伝の実施は当っては一般消費向けに限らず業務用の拡大にも留意して欲しい。

蜜柑缶工組との新物に関する打合せ

日 時 昭和 4 8 年 1 1 月 1 4 日 1 0.0 0 ~ 1 2.0 0 時
場 所 鉄道会館 ルビーホール
内 容 新物みかん缶詰に関する件
出 席 〔 工 組 側 〕 後藤、廿日出、山梨、樋口、小野、林森、
檜崎、上野（日冷）、村上、井原、花島の
各氏
〔 全缶協側 〕 野田、中山、加藤、高崎、森木、坂下、北
田の各氏

※ 打合会の概要

まず工組側からみかん缶詰の宣伝について読売広告社作成によるオリエンテーションの説明があった。宣伝実施目標は3月からを予定しその間東京、大阪において発表会を行なう予定との後藤理事長の発言があった。また宣伝するに当って名称を「缶みかん」としたい旨希望が述べられ全缶協側もそれに賛成した。新物みかん缶詰の製造に関しては砂糖、諸経費の変動、公害問題等からコストアップとなることは避けられないとの見方であり、両者間でそれらの問題に関する情勢分析を行なった。

なお、全缶協側から宣伝に関する小委員として北洋商事線、糊サンヨー堂、(株)明治屋の3社と事務局が担当することになった。

石油緊急対策の通達について

日本缶詰協会では11月30日付で各会員ならびに関係団体に対し、エネルギー危機に伴う農林事務次官通達について次のような通知を行なった。

石油緊急対策に基づく農林事務次官通達について

拝啓 石油緊急対策要綱に基づく行政指導別紙の通りありましたのでご高覧の上本要綱に基づき、石油及び電力の使用節減と石油の確保につき格段のご努力方を願います。缶詰製造業については農林漁業用と同様に考えられておるやに承っておりますのでお含置きの上必要とする石油についての問題あれば貴地区協会(組合)等を通じ地方農政局企業流通課にご折衝方願上げます。

以上とりあえず要用申述度。

敬 具

内販向けみかん缶詰ジャス受検状況

昭和48年11月30日現在

単位: 函数

検査所別	1/6	2/24	3/24	4/24	5/48	5/24	5/48	ツナ/24	計	換算計	昨年同期 (47.11.30)	ブローグ 鑑定数量 (換算)
清水	5,608	4,491	1,026	1,075	61,506				180,261	154,148	217,296	643
神戸	331	4,106		4,776	7,742				16,955	17,226	59,264	941
門司 (含長崎)				49,605	84,952	1,555			136,112	121,941	236,302	8,722
仙台												
計	5,939	8,603	1,026	161,905	154,300	1,555			333,328	293,315		10,306
換算計												
昨年同期 (47.11.30)	13,159	28,410	662	256,258	273,141	1,240			567,870		512,862	17,100

品質対策委員会

- 日 時 昭和48年11月28日 13.30～15.30時
- 場 所 ㈱サンヨー堂 会議室
- 議 題
1. クレームに関する資料等について
 2. 缶詰の有効期間について
 3. 「天然」「自然」および「純粹」「純正」等の表示について
 4. アスパラ缶の内面塗装缶について
 5. その他

※ 委員会討議の概要

前回の品質対策委員会で委員各社から資料を持ち寄りクレームの実態を把握しようということになったが、その具体的集計方法につき検討が行なわれ、また缶詰の有効期間について今後さらに検討を重ねていくことになった。

1 クレームに関する資料作成について

検討の結果、まず事務局において記入様式を作成しそれに直接記入したものをもとにして事務局が集計を行なうということになり、①発生年月日、②クレームの詳細、③製造年月日、④発生場所等を中心とした項目に整理し各委員の協力を得ることになった。

2 缶詰の有効期間について

去る9月7日に高槻市が行なった市場調査説明会（製造年月日の古い商品を店頭から追放することを目的とした会）における実施要領を参考資料とし、缶詰におけるシエルフライフについて各委員それぞれの考え方を述べ合った。この問題に関してはまず商品価値と缶詰の本質的シエルフライフの2つの観点から検討すべきであるとされ、商品価値から見る場合、そのたべごろをど

のようにとらえどのように説明するか。

また有効期限といっても製造条件、保存条件、店頭での取扱い条件等まで加味した見方でないと真の期限を云々することは困難であり、まず結論を出す前に実情はどうかを検討して見ようということになり、検査協会、日本缶詰協会との協力を求めながらみかん缶詰から手掛けていこうということになった。

なお1年以上経たみかん缶詰の現物は各委員会社、日缶協サイドからも提供願うことになり、委員会社にあっては来る12月20日までにその現物を事務局へ送り届けることを申し合わせた。作業予定としては年内にそれらの現物を取り揃えたうえ年明け早々に検査協会の協力を得て食べごろの基準といったものを検討する段取りとなった。

3 『天然』『自然』および『純粹』『純生』等の表示について

公取委の事務局試安として関係業界に提示のあった運用基準について北田専務理事より内容のあらましと缶詰の中でこれらの表示が該当するものにどのようなものがあるか……現在まで連絡協議会などで協議してきた経過状況の説明があった。

この件に関しては加工食品にあっては原則的に天然、自然の表示は適切でないという考え方に立っているため実例を挙げ難いが「食品添加物を用いておらず、かつ残留農薬等が含有されていないこと」とされているだけに「天然果汁」などの表示が問題化されており、塩、砂糖などの使用を添加物としてとらえるべきか否か、今後の関係団体との動向に合わせ取り組んで行こうということになった。

4 アスパラ缶の内面塗装缶について

来る12月5日に北海製缶主催によりアスパラ缶の内面塗装缶による最終的な開缶研究会が開かれることになっているが、今回で第4回目となり、おそらく全缶協側の意見が求められるのではないかという見方から品質対策委

員会の統一意見をまとめる必要があるとの観点で協議を行なった。しかし品質対策委員会として統一意見を述べるという段階にはまだ至っていないため、当日は極力多くのブランドオーナーに出席していただき可否の判断は個々に一応ゆだねようということになった。

5. その他

北田専務理事より石油等エネルギー危機に伴う製缶筋の多色印刷缶の4色までの削減と業務用缶詰の無地缶への転換問題が惹起しつつあり、全缶協としてどう受け止め、どのように対処すべきかについて説明があった。

なお品質対策委員会の開催場所に関しては原則として持廻りとするこの話合いがあった。

「石油等エネルギー危機に伴う 空缶印刷工程節約」について

石油等エネルギー危機問題は各方面に多大の影響を及ぼしているが、この波動は缶詰業界にもおし寄せ、11月29日日本製缶協会より代表者3名が事務局に来訪し、「石油製品並びに電力節減問題につきお願いの件」に関し、通産大臣通達を添え全缶協側の全面的な協力を得た旨申し入れがあった。

協力要請の第1は印刷色数の削減についてであり印刷缶の色数を最高4色にとどめたいこと、その第2は学童給食用を含む業務用全般にわたり無地缶に変更されたいこと。その他さげ雑肉、かに筋肉、みかんブローコン、アスパラガスカット、なめこひらき等も無地缶とされたいこと、さらに主原料の発生品による缶詰も同様にして無地缶とされたいとし、第3点としては必要表示が印刷されているものを除く天印刷などは白ブタでご協力願いたい旨、具体的に申し入れがなされている。

昭和48年11月28日

全国缶詰問屋協会

会長 和気正夫 殿

日本製缶協会

会長 高崎芳郎

拝啓

石油製品並びに電力節減問題につきお願いの件

現今の石油危機に伴う石油製品並びに電力の削減に関しましては既に御高承の通り誠に厳しいものがございます。

当協会に対しましても12月の石油製品、電力の節減につき別紙の通り48資庁第4911号を以って通産大臣より、当会員各社に対する行政指導が通達されており、1月以降は更にこの削減が強化されるものと予想されます。

この削減に関し、当協会所属製缶各社において、事務所倉庫等非生産地域の照明暖房等の節約により最大の努力を致しますが、これだけでは到底行政指導の線までの石油製品、電力の節約は困難であります。

しかしながら、生活必需品ともいべき缶詰にとって絶対不可欠な資材である空缶については、製缶業界としては可能な限り多くの量を供給させていただき社会的責務を負っております。

この立場から製缶業者としての責任を可能な限り最大に果しつつ今般のエネルギー危機に対処するには如何にすべきかを検討致しました結果、印刷工程での節約によるしか方法がないと考え、今般下記の通り直ちに実施させて戴くことと致しました。

つきましては誠に火急なことで恐縮ながら、時節柄特に御了承を賜わり、貴所属各社に御通知の程願ひ上げます。

以上事情御説面旁々お願いまで

敬 具

記

1. 次の通り印刷色数の削減をお願いします。

印刷缶の色数を最高4色で且つ乾燥オープンを通す回数を1色刷印刷機では色4回以内、2色刷印刷機では色2回×2色以内をお願い申し上げます。

(従って、2色刷印刷機では2色を一度に印刷致しますので焼付前の重ね合せ可能なデザインでないとはなりませんのでお含みの上、製缶各社担当者と充分ご協議の程願います。)

2. 次の印刷缶は無地缶に変更願いたく存じます。

2-1 内販缶詰用

- (1) 業務用全般(学童給食用を含む)

- (2) 次の品種

A) 水産缶詰

鮭鰯雑肉、かに筋肉

B) 果実缶詰

みかんブローケン、ジュース用、桃二ツ割以外

パイナップルホール、スパイラル以外

C) 蔬菜缶詰

アスパラガスカット、なめこひらき、マッシュルームステアム

アンドピーセス

D) そ の 他

主原料の発生品による缶詰

(3) 天 印 刷

(但し必要表示が印刷されているものを除く)

2 - 2 輸 出 缶 詰 用

全 般

(但しみかん 5 / 4 THE FINEST FROM JAPAN
マーク天印刷は除く)

2 - 3 輸 出 空 缶

全 般

以 上

48 資 庁 第 4911 号

昭 和 48 年 11 月 20 日

日 本 製 缶 協 会

会 長 高 崎 芳 郎 殿

通 商 産 業 大 臣 中 曾 根 康 弘

石 油 、 電 力 等 の 使 用 節 減 に つ い て

今回のアラブ産油国の石油生産制限に伴うわが国への石油供給の削減は、このまま推移すれば、国民生活及びわが国経済全般に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

政府は、このような事態に対処し、わが国経済社会の混乱を防止するとともに、国民生活への影響を最小限にとどめるため、11月16日、石油に関する緊急対策要綱を閣議決定し、本日よりこれを実施しました。

政府としては、現在の緊急事態に対処するため、卒先して石油、電力等の使用節減のための措置を実施することとしておりますが、産業界及び国

民各層における広範な協力が必要不可欠であります。

このため、貴会におかれましても、下記による石油、電力等の使用節減について積極的に御協力下さるようお願いいたします。

また、本件について、貴会会員各社に対し、周知徹底方お願いします。

記

1. 石油及び電力の使用節減

民間の事業所、工場、事務所等における石油及び電力について、昭和48年11月20日から同年12月31日までの間（必要に応じ延長されるものとする。）使用節減を図るものとし、このため、当該期間中における石油の購入量及び電力の使用量をそれぞれ別紙の基準1及び2により算定された量にとどめることとする。

2. 石油、電力等エネルギーの使用節約

1による石油及び電力の使用節減とともに当面、1の期間中次のような項目を中心として各事業所、工場、事務所等の実情に即して石油、電力等エネルギーの使用節約を行うものとする。

(1) 民間企業等が自ら行うもの

- ① 広告用又は装飾用のネオン、投光その他の照明は点灯しないこと又は点灯時間の短縮を行うこと。
- ② 室内の暖房温度は適温（摂氏20度前後）以上としないこと。
- ③ 窓際の電灯を中心に3分の1程度の照明を消すこと。とくに廊下、階段等の電灯については、2分の1程度の照明を消すこと。
- ④ エレベーターの運転台数を20%以上減らすこと。
- ⑤ 事務機の電源はこまめに切ること。
- ⑥ 社用車の使用をできるだけ抑制すること。
- ⑦ 以上のような事項その他事業所、工場、事務所等の実情に即して石油、電力等エネルギーの使用節減を推進するため、石油等消費節

約委員会を事業所、工場、事務所等ごとに設置すること。

(2) 民間企業等が従業員に協力を求めるもの

- ① 自家用車による通勤を原則として自粛すること。
- ② バス、自動車を利用した団体旅行を自粛すること。

〔基準1〕 石 油

(1) 需要者の昭和48年12月における全石油製品購入量は、次によって算出される量に100分の90を乗じた量とする。

(昭和48年11月中における節減については、その残された期間に係る需要者の使用計画量を基準として、その10%節減を目標として行うものとする。)

$$\text{需要者の昭和48年10月における全石油製品消費量} \times \frac{\text{需要者の昭和47年12月における全石油製品消費量}}{\text{需要者の昭和47年10月における全石油製品消費量}}$$

ただし、昭和47年10月、同年12月又は昭和48年10月に石油の消費がない場合、事故、設備の新增設等により石油の消費量が例年に比べ著しく変動している場合等にあつては、これらの事情を勘案のうえ、上記算式に準拠して算定した量に100分の90を乗じた量とする。

(2) 昭和47年10月、同年12月及び昭和48年10月における全石油製品消費量の実績については、その算定基礎等に関し、必要に応じ、需要者から個別に別途事情を聴取するものとし、その結果、当該需要者の算定に係る石油製品消費量を昭和48年12月における石油製品購入量算定の基礎としがたいと認められる場合には、当該需要者の過去における石油製品の消費若しくは購入実績等を基礎として算定に係る全石油製品消費量の補正を行うものとする。

- (2) (1)により算定される昭和48年12月の全石油製品購入量のうち、灯油、軽油、A重油及び液化石油ガス(LPG)の購入量の全石油製品購入量に占める割合は、昭和48年10月におけるこれらの各製品の消費量の全石油製品消費量に占める割合をこえないものとする。
- (3) 石油を大量に使用する産業及びこれに関連の深い産業に属する需要者に係る昭和47年12月における全石油製品消費量の同年10月における全石油製品消費量の割合を昭和48年12月における全石油製品購入量の算定の基礎とすることが適当でないと思われる場合には、通商産業大臣は当該割合を補正することができる。
- (4) 昭和49年1月以降については、別に定めるところによる。

〔基準2〕 電 力

- (1) 需要者の昭和48年12月における一般電気事業者から供給を受ける電力(以下単に「電力」という。)の使用量は、需要者の昭和48年10月における電力の使用量に100分の90を乗じた量とする。(昭和48年11月中における節減については、その残された期間に係る需要者の使用計画量を基準として、その10%節減を目標として行うものとする。)

ただし昭和48年10月に電力の使用実績がない場合その他事故、設備の新增設等の特殊事情がある場合は、需要者の所在する地域を管轄する通商産業局長(富山公統事業支局長及び沖縄総合事務局通商産業部長を含む。)が需要者ごとに定める方法により算定した量とする。

- (2) 昭和49年1月以降については、別に定めるところによる。

(第 2 3 回) 缶詰表示問題連絡協議会

日 時	昭和48年11月19日 13.30～15.30時
場 所	日本缶詰協会 会議室
議 題	1. 果実缶詰の一般原則について 2. 自然、天然、純粹、純正等の表示について 3. 原産国の表示について 4. 有効期間について 5. そ の 他

※ 協 議 会 の 概 要

日缶協平野常務が進行係となり次の事項について協議した。

1) 果実缶詰の品質表示に関する一般原則(案)について

平野常務より前回修正した原案について説明を行ない全員の諒承を得たので、近く本原則(20頁掲載)を業界統一の基準として農林省に提出し、今後品目別品質表示基準の作成に当たっては、これをもとにした規定が定められるよう折衝する。

なお問題点として次のような意見が出された。

- (1) 今後農林省が品質表示基準を規定する場合、輸入品にも製造年月を表示させるのか、それとも食品衛生法で定めるとおり輸入年月日のみの表示でよいのか。
- (2) 農林省の別個品目別基準・規格の作成ルールはどのようになっているのか。また規定する内容は、国際食品規格に合わせた内容とされるのか。

これについては、みかんは本年度輸出規格のみが改正されたが、JAS規格についても来年度以降輸出に準じた規格改正がなされる模様である。

果実組合の扱い品目をCodex並みに改正するかどうかは、現在同組合

の考え方として、まだ内容的に検討する余地があるので方針を決定していない、当分静観する考えである。しかしながら国内問題として改訂を要する事項は改正して行く考えである。Codex 並みとするならヘビーおよびライト位のものであろう。特に輸出品の場合は相手国の状況に合わせて行なわれるものと考えられるので、感觸的には、国内の表示基準は必ずしも Codex に合わせる必要はないと考えられる。

- (3) 塗装缶の取扱の注意事項の表示は、表示のあるものと無いものがあると消費者が混乱することも考えられるので、理解が深まるまでは表示した方が良いと考える。

2) 『天然』『自然』および『純粹』『純正』の表示について

前回の会合で各関係組合・団体より問題事項を提出し協議することとしていたが、今回次のような事項が出された。

- (1) 「純」等の表示を、使用した原材料に示す場合は問題がないが、製品そのものに示した場合は不適格なものと考えられる。しかしながら商習慣上例えば「純コンビーフ」が使われ、また純良バターが認められている事例もあるので、これらを対比した上で公取委に表示の可否を聞く必要がある。なお、運用基準はチラシなど広告を含めて規制することとなれば、たとえ業界が「純コンビーフ」が不適格として表示を守ったとしても、小売店頭でのチラシや広告ビラなどまで改善するのはむづかしい。
- (2) 天然なめこの表示の可否について製造する上では、原木栽培、オガ栽培と区別している場合があるが、製品の良品を決める上での区別ではない。今後問題となるようであれば公取委と相談することとする。

3) 原産国表示の指定について

輸入品に和文のみの表示をした場合、不適格とされるが原産国を表示することによりこの規定を準用し適格表示とされる。

4) 缶詰の有効期限について

平野常務より、最近高槻市が行なった有効期限に関する市販品調査および関係業者との懇談会の模様が報告された。

なお、高槻市の企図したところは、あくまで食べ頃として調査したものであるが、同市から数社に出された調査事項に対する回答の内容がまちまちであったことなどが結果的に混乱したものと思われる。

今後の対策について協議した結果、次のとおり方針を決定した。

- (1) 重要な問題なので業界全体で検討する必要がある。日缶協および全缶協においてはそれぞれの立場において審議すべきであろう。
- (2) 今後有効期限についての問合わせがあった場合は各自勝手に回答せず、関係団体に問合せたうえで処理するよう各団体から会員あて主旨の徹底をはかることとする。
- (3) 業界の足なみをととのえるため、業界の統一見解を作成する。原案作成は日缶協が担当する。
- (4) 食品産業センターを中心にして有効期限を含めて、品質についてのPRを根本的に検討してはどうか。
- (5) 今後の検討資料にするため、業界における販売管理の実態を調査する。

5) アスパラガス缶詰の一括表示について

アスパラガス缶詰の一括表示を希望する向があるので農産缶工組が提出した一括表示(例)にもとづき協議した結果は次のとおりである。

- (1) 「ホワイト」を品名に併記するかどうかはさらに検討する。
- (2) ストークスの場合、形状を表示する必要があるかどうか、なお、表示するとすれば表示用語を「ストークス」とするか、「全形」とするかについては邦語による「全形」の方が無難であろうが、むしろストークスの形状は示さず、特殊形状のカットに形状を示すべきであろう。さらにカットは「カットアスパラガス」などの品名を用い、別商品として扱ってはどうかとの意見が出された結果次のとおり方針を決定した。

- ① ストークスの場合形状を表示しない。
 - ② カットの品名は「アスパラガス水煮（カット）」とする。
 - (3) 品名を「アスパラガス水煮」とした場合、原材料表示で、食塩、化学調味料などを表示するのはまずいのではないかとの意見については、風味づけのための原材料であるので実際に使用したものについては表示することとした。
- 以上の問題点を含めさらに全缶協と農産缶工組で検討することとした。

果実缶詰の品質表示に関する一般原則（案）

1. 表示事項

- (1) 原則として次の事項について、容器の見易い箇所に一括して表示する。

- ア 品 名
- イ 形 状
- ウ 原 材 料 名
- エ 固 形 量
- オ 内 容 総 量
- カ 製 造 年 月 日
- キ 使 用 上 の 注 意
- ク 原 産 国
- ケ 製 造 者 又 は 販 売 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称

2. 表示の方法

- (1) 品 名

果実名の次に「シラップづけ」と示すこと。

但し、混合果実および果実と果実以外のものを配合したものであって、「シラップづけ」と示さなくても一般的名称とみなしうるものは「シラッ

「づけ」の表示を省略することができる。

(2) 形 状

同一の品名のものであって形状の異なるものにおいては、別表で定める用語によりその形状を示すこと。但し、特に定めのないものは一般的慣用語であっても差支えない。

(3) 原材料名

ア 使用した原材料を製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。但し、異質の原材料を配合した場合は材料のグループ順に示し、グループ内の種類については多いものの順に示すこと。

イ 4種類以上の果実を配合したものにあっては、3種類まで記載し、他の果実は省略して「その他果実」と示すことができる。

ウ 糖類は砂糖、ぶどう糖等の区分により記載すること。

エ 食品衛生法施行規則別表第2の添加物（規則別表第5に掲げるものを除く。）であって酸味を加え又は香りをつけるために使用したものにあっては、「酸味料」又は「着香料」と記載すること。

但し、固有の名称を記載してもよい。

オ 食品衛生法施行規則別表第5に掲げる添加物は、行をかえて当該添加物又は同表下欄に掲げるものを含む旨を記載すること。

(4) 固 形 量

ア グラム又はキログラム単位で、単位を明記して記載すること。

イ パインアップル（スライスおよびハーフに限る。）については、アの規定により表示する文字の次に（ ）を付して個数を示すこと。

(5) 内容総量

ア グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

イ 焼りんごについては、アの規定により表示する文字の次に（ ）を付して個数を示すこと。

(6) 製造年月日(輸入品で製造年月日が不明のものにあっては輸入年月日)

ア 製造年月日を表示する場合には、次のいずれかにより記載すること。

(a) 昭和48年1月1日

(b) 48. 1. 1

(c) 1973. 1. 1

イ 製造年月日の略号を表示する場合には、別記(1)に定めるところにより、

アラビア数字及びローマ字の組合せによる記号を記載すること。

(7) 使用上の注意

ア 開缶後は他の容器に移しかえる旨を示すこと。

イ 小型缶であって表示が困難な場合は一括表示欄外に示すことができる。

ウ 内面塗装缶を使用する場合は省略することができる。

(8) 原産国名

輸入品にあっては、原産国名を記載すること。

(9) 製造者又は販売者(輸入品にあっては輸入者)の住所及び氏名又は名称
別記(1)

(6)のイの表示は、食品衛生法施行規則第5条、第2項の規定による。

注(1) 活字の大きさはJIS Z 8305に規定する8ポイント活字以上の大きさの活字とする。但し、小型缶であって表示が困難な場合は6ポイント活字以上の大きさの活字で示すことができる。

(2) 固形量及び内容総量は、同じ行に表示することができる。

(3) トープ印刷缶、プルトップ缶等にあっては製造年月日を「缶底に略号にて記載」と表示することができる。

別 表

品 目	基 準
み か ん	完全果粒にあっては「ホール」、切損じ若しくはつぶれた果肉粒であって原形の2分の1以上をたもつ果肉粒にあっては「ブロークン」、外果皮を除去しただけのものにあっては「丸みかん」と示すこと。
もも、洋なし、 和なし	2つ割のものにあっては「2つ割」、4つ割のものにあっては「4つ割」、6つ割以上に割ったものにあっては「スライス」、形と大きさが不規則なものにあっては「ピース（小切れ）」、丸ももにあっては「丸もも」と示すこと。
り ん ご	4つ割のものにあっては「4つ割」、8つ割以上のものにあっては「スライス」、輪切りにしたものにあっては「輪切り」と示すこと。
あ ん ず	全形のものにあっては「丸あんず」又は「ホール」、2つ割のものにあっては「2つ割」、皮つきにあっては品名の次に「(皮つき)」と示すこと。
び わ	全形のものにあっては「ホール」、2つ割のものにあっては「2つ割」又は「割びわ」と示すこと。
パイナップル	輪切りのものにあっては「スライス(輪切り)」、2つ割のものにあっては「ハーフ(2つ割)」、均一な扇状片のものにあっては「チビット(扇状片)」、形と大きさが不規則なものにあっては「ピース(小切れ)」と示すこと。

第 9 回 全 国 缶 詰 大 会

- 主 催 社団法人日本缶詰協会
- 後 援 農林省
財団法人食品産業センター
- 協 賛 全国缶詰問屋協会
日本缶詰輸出組合
日本製缶協会
財団法人日本缶詰検査協会
日本鮭蟹缶詰輸出水産業組合、日本水産缶詰輸出水産業組合
日本水産缶詰輸出水産業組合、日本鮪缶詰輸出水産業組合
日本農産缶詰工業組合、日本蜜柑缶詰工業組合
日本ジャム工業組合、日本食肉缶詰工業協同組合

〔 大 会 次 第 〕

- 日 時 昭和 4 8 年 1 1 月 1 4 日 午後 1 時 3 0 分
- 会 場 ホテルパシフィック 東京都港区高輪 3 - 1 3 - 3
- 開会の辞 午後 1 時 3 0 分
- 会長挨拶
- 議 事
- 決 議
- 宣 言
- 功勞者感謝状贈呈
- 技術功勞者表彰
- 永年勤続者表彰
- 来賓挨拶

閉会の辞

万才三唱

記念講演 「缶詰に必要な人文地理的な考え方」

慶応義塾大学・西岡秀雄氏

懇親パーティー 午後5時～午後7時

缶詰開缶展示

※ 全国缶詰大会の概要

日缶協・西村会長挨拶に続いて議事に入り、後藤副会長が議長となり決議、宣言の採択に移ったが、その提案理由について次の各氏が説明を行なった。

構造改善事業の推進 堀口 晃 氏

品質および衛生管理の強化 森山 善次郎 氏

新製品の開発と新用途の開拓 廿日出 多真夫 氏

普及宣伝の推進 広田 正 氏

北洋商事社常務取締役・広田正氏の普及宣伝の推進に関する提案理由の説明は、次の通り述べられた。

「販売業者の立場で問題点を考えてみると、第1は優れた経済性、加工品としての安全性が消費者に十分理解されていないことである。欧米のようにこれを理解している国では食生活の必需品となっているが、日本ではまだ日常食品になりきっていない。

業界は缶詰フェアや料理講習会、その他いろいろの方法でPRは進めておりそれなりの効果をあげているが、まだまだ不足である。もう一点は缶詰のおいしさである。消費者は加工食品というと生鮮食品に比べうまくないと思っている人が多い。最近は缶詰でなければうまくできないものも生れており、うまさを追及・開発してゆくことが必要だ。消費者嗜好動向の把握が欠けていては製品は伸びない。困難な環境下にあるが国内需要の増大をはかることは不可能で

はない。しかし缶詰業界は中小企業の集団といってもよく、普及宣伝にも政府当局の援助を要望する。」

以上の提案説明に基づき次の決議、宣言が採択された。

◇ ◇ ◇

決 議

われらは、缶詰業界の総力を結集して、内外の原料資源を活用し国民の食生活向上と当業界の繁栄を期するため、ここに次のとおり決議する。

1. 業界をあげて、知識集約化を軸とした構造改善を推進する。
2. 品質および衛生の管理を強化し、調査研究体制を整備するとともに、JASS受検率の向上を図り、缶詰食品の安全性の確保になお一層努力する。
3. 新製品の開発、新用途の開拓に努めるとともに、普及宣伝活動を強力に展開し、缶詰の新しいイメージづくりによって豊かな食生活に寄与する。

以上の事項を実現するために、全国規模の知識集約化事業に関する高度化資金貸付制度の改正、加工原料対策の確立、金融税制の優遇措置、国内需要喚起の助成措置などについて強く要望する。

◇ ◇ ◇

宣 言

われら缶詰業者は、豊かな国民生活に貢献する食品産業としての自覚を新たにし、ここに次のとおり宣言する。

1. 缶詰産業の近代化を更に推進し、企業の体質改善を図り、業界あげての繁栄を期する。
2. 内外を問わず食生活の変化に対応して缶詰の多様化と質的向上を目指す。

3. 缶詰の安全性をはじめ各種の特長に関する啓蒙運動をさらに積極的に展開し、消費の拡大に努める。

功 労 者 感 謝 状 贈 呈 は

故田上東稲前日缶協会長
故浅井二郎前全缶協会長
故廿日出要之進青旗缶詰会長
佐藤栄治北海製缶相談役
川浪綱次郎前缶検協理事長
芝野清一鮪缶詰輸水組理事長

以上6氏に贈られた。

来賓祝辞は

農林大臣 桜内義雄氏
厚生大臣代理環境衛生局乳肉衛生課長 岡部祥次氏
通商産業大臣代理政務次官 矢野登氏
食品産業センター会長 木村鉦次郎氏

の各氏よりそれぞれ挨拶があった。

感 謝 状

故 浅 井 二 郎 殿

あなたは長年にわたり缶詰の販売業務に従事せられ、缶詰の国内需要の拡大に尽されると共に、当協会の理事ならびに顧問として、また全国缶詰問屋協会の設立に伴い、その初代会長として流通機構の整備製造販売両面

の調整を図るなど、業界のために尽された功績は誠に顕著なものがござい
ます。

ここに第9回全国缶詰大会を機会にその遺徳を偲び深甚な謝意を表しま
す。

昭和48年11月14日

社団法人 日本缶詰協会

会長 西村 健次郎

技術功労者表彰は

故矢野安雄 讃岐缶詰副社長

池野真澄 缶詰協相談役

才野健次郎 愛媛缶詰専務

以上3氏が受賞。

永年勤続者(30年以上)表彰は、(社)日本缶詰協会会長賞として缶詰製
造業者231名、第9回全国缶詰大会会長賞として缶詰販売業者(全缶協会員)
28名が受賞、代表の沢山外茂二郎氏(㈱サンヨー堂調査室参与)が賞状、記
念品を受けた。28名の受賞者は次の各氏。



〔第9回全国缶詰大会会長賞受賞者〕

㈱小網 安藤 安正氏 国分㈱ 荒木泰三郎氏

国分㈱ 中島 一彦氏 国分㈱ 益田 栄次氏

国分㈱ 大北 五郎氏 ㈱サンヨー堂 高木 盛雄氏

㈱サンヨー堂 沢山外茂二郎氏 ㈱サンヨー堂 神田 光男氏

" 木村 義治氏 " 安盛直太郎氏

㈱サンヨー堂	荒川 二郎氏	㈱サンヨー堂	依田 武雄氏
㈱日比野商店	小山 豊一氏	㈱古屋	小穴 重忠氏
㈱古屋	須藤 寿男氏	"	田村 秀二氏
大橋㈱	中川 周造氏	㈱祭原	豊島 正三氏
㈱祭原	浅井 民三氏	"	横瀬 豊治氏
"	加藤 隆三氏	"	赤松喜三郎氏
"	中田 武彦氏	㈱明治屋	中島義三郎氏
㈱明治屋	赤松 栄氏	"	小島 幸一氏
"	板部 正雄氏	"	本藤 頼一氏

◇ ◇ ◇

[スローガン入選作品]

- 1 等 銜詰を料理に生かす主婦の知恵 清水 宏氏 (大阪市)
- 2 等 銜詰を暮しに活かす新時代 藤原 貞子氏 (岡山県)
- " 銜詰は常食間食非常食 飛鳥井 駿氏 (名古屋市)

南へ北へ歩け歩けかんづめラリー

第9回全国銜詰大会、記念宣伝事業として11月11日(日)正午～午後5時、銀座松坂屋、上野松坂屋間約5キロの歩行者天国を利用したスタンプラリーで各ゴールへ到着した人に対し銜詰その他を提供する「南へ北へ歩け歩けかんづめラリー」を開催した。開催結果は次の通りである。

1. ラリー参加人員

銀座出発	3,700名	上野到着	1,500名
上野出発	3,300名	銀座到着	1,700名
計	7,000名		3,200名

2. 日本赤十字社募資金額

銀座側	30,306
上野側	42,893
	73,199円

3. 缶詰、レトルト食品入庫数および残品数内訳

品目	入庫数(箱)	残品数(箱)
果実類	270	92
農産 "	131	32
水産 "	244	104
レトルト食品	245	140
果汁・飲料	305	199
食肉類	58	28
貯金缶	200	88
袋	20	7
計	1,473	690

なお、残品については大会実行委員会に諮り有効に活用していくことになった。

パイナップル缶詰開缶研究会審査結果

期 日 昭和48年10月19日(金)

会 場 大阪市北区中ノ島1-3 中央公会堂 3階

主 催 日本パイナップル輸入協会 沖縄パイナップル缶詰協会

後 援 沖縄県 財団法人 日本缶詰検査協会

協 賛 全国缶詰問屋協会 沖縄県 パイナップル缶詰工業組合

審 査 農林省食品流通局消費経済課 農林技官 成沢信輔氏
 農林省神戸農林規格検査所 水産課長 藤本雄一氏
 沖縄県農林水産部農産課パイナップル企画係長 伊良波照徳氏
 財団法人 日本缶詰検査協会 神戸検査所長 中田政一氏

◇ 出品物の概要

	米国	比国	台湾	マラヤ	タイ	中国	沖縄	計	参考品
ホ ー ル	1							1	
スライス(輪切)	4	5	2		1	2	20	34	4
キューブス				1				1	
ピース(小切れ)							4	4	3
合 計	5	5	2	1	1	2	24	40	7

◇ 評 価 (J A S 採点法による)

5点優良、4点良好、3点普通、2点やや不良、1点非常に劣るもの、商品価値のないもの。

◇ 規格別、産地別品質

規格	産地 評価	米国	比国	台湾	マラヤ	タイ	中国	沖縄	計	参考品
ホール	4.2	1							1	
スライス	4.8	1							1	
	4.6	1							1	
	4.4			1					1	
	4.0	1				1			2	
	3.8	1	1						2	
	3.6		2					5	7	1
	3.4		1					4	5	1
	3.2		1	1				2	4	
	3.0							8	8	
	2.8						1	1	2	1
	2.6						1		1	
	2.4									1
	計		4	5	2		1	2	20	34
キューブ	4.2				1				1	
ピース	3.4							2	2	
	3.0							2	2	1
	2.6									1
	形態 ₁									1
	計							4	4	3
合計		5	5	2	1	1	2	24	40	7

◇ 講 評

(総 括)

1. 昨年までは、A～Dのランクで審査したが、今年は、沖縄におけるJ A S 格付けも始ったので、J A S規格の採点基準により審査した。
2. 今年も沖縄産のものが多いので、特に沖縄のものについてお話しすると、昨年は好ましくないと言われたものが3分の2であった。今年は、非常に良いものも少なかったが、一方悪いものもほとんどなく、3点の普通クラスが大部分であった。これは、原料事情にもよると考えられるが、今年のもものは、J A S 格付けされたために、悪いものが少なくなったものと評価する。
3. 沖縄県におけるパイン産業は基幹産業であるが、原料の生産環境は他国にくらべて必ずしもよくないという宿命的条件下にあり、これに加えて復帰と海洋博による社会経済の変動による悪材料が重なり、楽観できない事情にあるようである。
4. しかしながら今後、外国のものと競争するためには、パイン缶詰の品質が原料で決定的に左右されることから、原料選別を特に厳重に行なわなければならないと痛感している。
5. 輸入品については、特に中国産のものが悪かったが、消費の伸びを期待するのであれば、もっと慎重に輸入すべきである。
6. 輸入品の表示は、昨年にくらべて相当に良くなっているものの、品名、形状、固形量、原産国、絵等についての表示がないもの、又は適正でないものが多い。
一方、国産のものについては、生原料又は冷凍原料を使用する場合がありますが、このような場合の表示にも問題がある。
7. 表示を正しく行なわないことによって、内容、品質について、消費者をまどわせたり、誤認させたりすることがあってはならないので、農林省としては、J A Sのあるなし、国内産、輸入品にかかわらず一定の表示を義務

務付ける「品質表示基準」を、パイン缶詰に早急に定める予定であるが、当面 J A S 品以外のものは出来るだけ早く J A S の表示に準じて表示してもらいたい。

8. 輸入品については、積極的に J A S を受検するようにこの機会をかりて願う。

(審 査 概 評)

1. 沖縄産の品質は安定して来た。スライスに 1 缶芯抜き不十分のものあり不合格としたが、これは沖縄産の全体的傾向である。また、中国産のものは白っぽく、固有の香味なく、未熟果のため不合格となった。

沖縄産のピースはようやく 3 点合格としたが、芯抜き及び形の選別に注意が必要である。

2. №1 は色沢、形態、肉質、香味共すべて 5 点で、その他の事項だけが 4 点であった。

これは液中に芽が混入していたので、減点したが平均点 4.8 で最高品である。

№2 は肉質がやや粗であるが、他の項目はすべて 5 点で №1 に次ぐ良いものである。

他に色沢を 5 点としたものは、№1 3、№1 6 でこれらの色沢は優良であった。

つぎに芯の残存に対する形態の採点に沖縄県側との間に多少差があったようであるが、芯を完全に除去したことによって形態を損ねてはいけませんが、芯は歯に触らない程度には除去する必要がある。

また、パイン果汁を添加する場合液の濁りが問題となる。注意して使用しないと液汁そのものの香味を落し易いので注意が肝要である。

缶詰業界新年賀詞交換会準備打合せ

恒例の缶詰業界新年賀詞交換会に関する準備打合会を11月21日、日缶協会議室で開き、缶詰関係13団体の主催で下記により開催することを決定した。

日 時 昭和49年1月7日(月) 午前11時30分より

場 所 品川駅前 ホテルパシフィック

会 費 1名 3,500円

式次第

受付開始 午前11時30分

新年祝辞開始 午後 0時15分

司 会 日本缶詰協会専務理事 隅野 勇氏

賀 詞 " 会 長 西村健次郎氏

" 全国缶詰問屋協会会長 和気 正夫氏

来賓祝辞 農林省食品流通局長 池田 正範氏

乾 杯 日本缶詰輸出組合理事長 二村 謙三氏

万才三唱 日本製缶協会会長 高崎 芳郎氏

閉 会 午後0時40分

(日缶協)規格表示委員会

日本缶詰協会では11月12日午後1時半から同会会議室において規格表示委員会を開催し、①委員長の選出、②果実缶詰の品質表示に関する一般原則、③商品の原産国に関する不当な表示の指定、④天然、自然、純粋、純正の表示に関する景表法第4条第1号の運用基準、⑤その他①塩ビの規格基準、⑥組合せ容器包装(いわゆるコンポジット缶)の規格基準、⑦みかん缶詰およびサケ、マス缶詰の規格改正等を協議した。なお同委員会の委員長にはキュービー(株)蔵

田昭二氏が選出された。全缶協側からはオブザーバーとして北田専務理事が出席した。

缶詰共同宣伝

サンケイ缶詰料理教室日程

(11月16日～20日)

と き	と ころ	住 所
16日 (金) 13.30～15.00時	駒場公民館	栃木県下都賀郡岩船町静
17日 (土) 13.30～15.00時	米山団地集会場	佐野市関川町米山団地
19日 (月) 13.30～15.00時	牛久公民館	茨城県稲敷郡牛久町牛久
20日 (火) 13.30～15.00時	第一生命ビル3階	茨城県勝田市中央通

東京10人会

日 時 昭和48年11月1日 13.00～15.00時
場 所 松下鈴木榊東京支社 5階会議室
内 容 新規加入会員に関する担当について

※ 東京10人会討議の概要

去る10月29日開催の理事会、臨時総会において定款を一部変更して会員ならびに特別会員(缶詰生産者、関連企業)、賛助会員(缶詰生産諸団体)の

増員を図ることになったが、本東京10人会で加入候補会社、団体リストに基づき検討を行ない、名古屋以東の会員候補会社、特別会員、賛助会員の勧誘先に対する担当会社を決定した。

関 係 団 体 報 知

〔長野県缶詰食品問屋連盟経営セミナー 全缶協和気会長講演〕

長野県缶詰食品問屋連盟(会長・河西清之助氏)では48年度教育事業計画の一環として経営セミナーを11月17日(土)、松本市外浅間温泉東山御光ホテルにおいて開催した。

演題、講師は

「インフレに対処する食品業界」

(財)三菱経済研究所所長 町田 一郎氏

「食品の現状と今後の見通しについて」

全国缶詰問屋協会会長 和気 正夫氏

〔住所変更〕

※ 沖縄缶詰工業㈱ではこのほど本社、工場移転のため下記に住所変更を行った。

新住所 沖縄県国頭村字奥間 1,867番地

旧住所 " " 字辺土名 1,458番地

